

## 制裁概要一覧

### A. 注意事項

本制裁概要一覧は、海運業界に最も関係深いと考えられる国々に対する EU および米国による制裁措置をまとめたものです。本一覧は EU および米国によるあらゆる制裁措置を網羅したものではありません。

本制裁概要一覧は、刻々と変化する EU および米国制裁の概観を示すものです。本一覧は制裁に関する包括的な助言を提供するというよりも、さらなる検討のきっかけを提供することを目的としています。EU および米国制裁は複雑であり、本一覧のような総合ガイドで制裁に関して生じる可能性のある状況のすべてを一つ一つ取り扱うことはできません。下段の概要にリストされた国々や当該国々の個人/団体と取引する際には常に注意を払う必要があります。制裁に関して懸念や不明な点がある場合には、コンプライアンス部門に相談したり法的助言を求めたりする必要があります。

EU および米国制裁は頻繁に変更/更新されます。本一覧は制裁措置についての変更情報を入手次第アップデートされます。ただし、変更にはタイムラグがある可能性がありますのでご注意ください。

妥当な Due Diligence を尽くしたことを確保するために実施すべき標準的な Due Diligence プロセスは存在しません。求められる Due Diligence のレベルは事案毎に異なり、個々のリスクに応じた対応が必要になります。

## **B. EU 制裁の範囲**

EU 制裁の適用範囲は以下のとおりです。

- (a) 領空を含む EU 領域内
- (b) EU 加盟国の管轄権下にある航空機もしくは船舶上
- (c) EU 領域内外に所在する EU 加盟国の国民
- (d) EU 領域内外に所在する EU 加盟国の法律の下で設立された法人、団体、組織
- (e) EU 領域内で一部もしくは全部の事業を営む法人、団体、組織

## **C. 金融規制 – EU 資産凍結対象者リスト**

EU 制裁規則は、金融規制の対象となり資産凍結される特定の個人/団体をリストしています。金融規制対象者のリストは、アクセスの容易さから英国政府大蔵省の次のリンクを参照するようお勧めいたします：[\(Link to UK government consolidated list of financial sanctions targets \(includes EU targets\)\)](#)。同リストは EU 金融規制対象者のみでなく、EU 金融規制の対象外であるが英国や国連の制裁対象となっている団体/個人もリストしていることにご注意ください。リストを検索する際の注意事項として、ある人物/団体が様々なスペルで表記されることがあり、可能性のあるスペルを全て検索する必要があります。

## **D. EU 制裁に関する詳細**

現在施行されている EU 制裁および関係規則に関する詳細は次のリンクで確認することができます：

[http://eeas.europa.eu/cfsp/sanctions/docs/measures\\_en.pdf](http://eeas.europa.eu/cfsp/sanctions/docs/measures_en.pdf)

## E. 米国制裁の範囲

原則として米国制裁の適用範囲は以下のとおりです。

(a) 米国領域内

(b) 米国領域内外を問わず米国民および団体

ただし、イランおよびロシア等に対する米国制裁は一部域外適用の効力を有し、そのため米国とつながりのない状況にある非米国民/団体にも適用される場合があります。

なお、米国による武器の禁輸は域外適用の効力を有します。米国による武器の禁輸は、所在地を問わず米国産アイテムや技術データを含むあらゆる防衛物資および防衛サービスに適用されます。そのため、非米国人による非米国間の当該物資の輸送であっても、当該物資に米国関係のものが含まれていて必要なライセンスや書面での認可が国防貿易管理局から得られていない場合、米国輸出管理規則違反となる可能性があります。

## F. 金融制裁 — 米国 “Specially Designated Nationals” リスト

米国制裁規則では、外国資産管理局（OFAC）による **Specially Designated Nationals and Blocked Persons（SDNs）** リストにて制裁対象となる特定個人をリストしています。SDNs の資産は凍結され、米国民は基本的に SDNs との取引を禁止されます。また、非米国民や非米国団体がイランの SDNs と取引する場合、米国当局が当該非米国民/団体に対しても制裁措置を適用するリスクがあります。

SDN リストは次のリンクで確認できます：[Listed persons, groups and entities subject to US restrictive measures \(SDN List\)](#)。リストを検索する際の注意事項として、ある人物/団体が様々なスペルで表記されることがあり、可能性のあるスペルをすべて検索する必要があります。また、50%以上 SDN により所有されている企業も SDNs に分類されます。

## G. 米国制裁に関する詳細

現在施行されている米国制裁および関係規則に関する詳細は次のリンクで確認することができます。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Pages/Programs.aspx>。また、武器の禁輸に関する情報について国防貿易管理局の次のリンクをご参照ください：[http://pmdtc.state.gov/embargoed\\_countries/index.html](http://pmdtc.state.gov/embargoed_countries/index.html)。

## イラン制裁に関する注意事項

### イランに対する米国制裁

2018年5月8日、トランプ大統領は、米国がEU+3（英国、米国、EU、中国、フランス、ドイツおよびロシア）とイランの包括的共同作業計画（JCPOA）から離脱することを発表しました。以下に記載するとおり、段階的縮小期間の後、米国は2016年1月16日（Implementation Day）に解除されたイランに対する制裁を再開します。

### EUの対応

欧州連合はJCPOAに対する継続的な強い支持を示しており、2018年5月18日、「障壁規則」（EU企業が米国制裁に従うことを実質的に禁じる）の形で制裁に対抗し、直接イランの中央銀行に対する一定の石油関連の支払をサポートする意向を発表しました。

米国と欧州連合の姿勢の違いは複雑であり、完全には解決していません。したがって、進展状況をモニターに注意を払い、イランまたはイランの団体を含む取引に影響するすべての制裁を遵守しなければなりません。

## H. 更新日

本一覧は、以下のとおりアップデートされ、2018年6月8日付となっています。

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
1.	キューバ		<p>一般原則として、米国の管轄権下にある者（米国企業、米国管轄権下にある者によって所有/支配されている非米国企業、米国民、所在地を問わず永住資格を持つ外国人、米国領域内の全ての者）は、所在地を問わず、一部の例外を除き実質的にキューバもしくはキューバ政府とあらゆるビジネスもしくは関連する取引を行うことを禁止される。</p> <p><b>貿易規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国管轄権下にある者が直接または第三国を経由してキューバもしくはキューバ国民へ、物資、技術、サービスを輸出、再輸出、輸入することの禁止。ただし、ライセンスが発行されている場合、もしくはライセンス免除が適用されている場合を除く。なお、基本的にライセンス発行には消極的だが、一般的に認可されたりケースバイケースで認可されたりする場合がある等、様々な例外がある。</li> <li>● キューバから/への物資またはキューバあるいはキューバ国民が関係する物資を積載している船舶が、当該物資を積載</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>したまま米国へ入港することの禁止。ただし、ライセンスが発行されている場合、もしくはライセンス免除が適用されている場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● キューバとの取引に従事した船舶が、キューバ出港後 180 日以内に荷役のため米国に入港することの禁止。ただし、ライセンスが発行されている場合、もしくはライセンス免除が適用されている場合を除く。</li> </ul> <p>貿易規制の例外（注意：以下は全ての例外を網羅しているわけではない）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報物資および特定の寄付された食品の輸出/再輸出。</li> <li>○ 取引が特定の指定されたライセンス免除に該当する物資の輸出/再輸出。とりわけ次のものが含まれる：(i) 報道関係者による報道関係資材の一時輸出/再輸出、(ii) 合法的に輸出されたアイテムまたはソフトウェアのための操作技術またはソフトウェア、(iii) 合法的に輸出されたアイテムの交換部品、(iv) 個人荷物、(v) 政府または国際機関によるもの、(vi) 原産地や性質を問わずカナダから米国を通過して輸送されるアイテム、(vii) 人道的寄付のギフトおよび荷物、(viii) 農産物の輸出、(ix) 通信</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>装置、(x) キューバ国民を支援する特定アイテム（例：建築資材、民間分野の道具および設備、科学、考古学、文化等の活動のためのアイテム、キューバとの通信を改善するアイテム）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネット通信（ソーシャルネットワーキングなど）に付随する特定サービスの輸出/再輸出で、観光および特定の通信アイテムの輸出/再輸出に関するサービスの促進を目的としないもの（当該活動のために、米国管轄権下にある者はキューバ国民との商取引を含むキューバでの事業の展開・維持に必要なあらゆる取引を実施することができる）。</li> </ul> <p><b>注意：</b>米国管轄権下にある者は、直接/間接を問わずキューバから/への物資またはサービスの商業輸出にならなければ、第三国にいるキューバ国民個人に物資およびサービスを提供できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ キューバに所在するあらゆる者への米国からの物資の輸出または米国外からの物資の再輸出に通常付随する取引で、当該輸出もしくは再輸出が米国輸出管理規則に基づき認可され、農産物の場合には一定の金融取引条件を含め一定条件を満たすもの。</li> <li>○ 一定の旅行関連取引および商務省による輸出または再</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>輸出認可ライセンスポリシーに合致する物資に関するキューバでの市場調査、商業マーケティング、販売または契約交渉、配送、設置、リース、サービス、修理に直接付随する一定の取引。ただし、旅行者の行動スケジュールに全スケジュールに合致する時間を超える自由時間や娯楽時間がない場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 米国管轄権下にあり第三国にいる者は、第三国にいる間にキューバ原産品を含め禁止商品を購入または取得し、またキューバやキューバ国民から第三国での旅行や生活に通常付随するサービスを受けることができる。また、米国管轄権下にあり第三国にいる者は、個人的使用のために輸入する場合に限り、キューバ原産品を含め第三国で購入または取得した禁止商品を手荷物として米国に輸入することができる。</li> <li>○ キューバ原産のソフトウェアおよび携帯電話機用アプリケーションの輸入は許可される。</li> <li>○ キューバへの輸出または再輸出について従前特別な認可を要した物資の米国または第三国への輸入およびかかる物資の修理で、一定条件を満たすもの。しかし、修理された物資または交換物資のキューバへの輸出ま</li> </ul>



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>たは再輸出は、別途の認可を要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 米国管轄権下にある者は、規制により禁止された取引についての単発での契約締結や、かかる契約交渉/締結に通常付随する取引を行うことができる。ただし、契約履行は、<b>OFAC</b> および他の関連連邦政府機関による事前認可を明示条件とする。</li> <li>○ キューバとの取引に従事した船舶がキューバ出港後 <b>180</b> 日以内に荷役のため米国に入港することを禁止する措置（上述参照）の例外として、非米国籍船は、米国輸出管理規則の下で <b>EAR99</b> として指定されている物資または反テロリズムの理由でのみ商務省規制品リスト上で管理される物資に限って第三国からキューバへの輸出に従事した場合は、キューバ出港後 <b>180</b> 日以内であっても米国に入港することができる。</li> <li>○ 米国管轄権下にある者は、キューバやキューバ国民に、国民生活に直接に役立つキューバのインフラを発展、改良、維持および強化するサービスを提供することができる。ただし、かかるサービスは、米国商務省のライセンスポリシーに合致していなければならない。上記には、米国、キューバおよび国際社会の大气/</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>水質/海岸の環境保護関連プロジェクトを含む。</p> <p><b>金融規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国管轄権下にある者によるキューバまたはキューバ国民が（直接/間接を問わず）関係する資産の取り扱い禁止。</li> </ul> <p><b>例外（以下は全ての例外を網羅しているわけではない）：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 米国金融機関は、認可された送金を実施するためにキューバの金融機関にコルレス口座を開設し維持することが認められる。</li> <li>○ 米国金融機関は、認可された/適用免除された取引に関連して米国で支払いを受け、かかる支払いをキューバへ送金する目的に限り、キューバに所在するキューバ国民の名義でのみ口座を開設し維持することができる。</li> <li>○ キューバ国外で永住資格を得ているキューバ国民および当該キューバ国民が経営する企業の資産凍結は解除されている。</li> <li>○ 米国管轄権下にある者は、（国務省が決定する）キューバ企業が生産した物資およびサービスの輸入に関する</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>取引に従事することが認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 米国管轄権下にある者は、キューバ国民が出席する第三国での会議のスポンサーになる、もしくは会議に関連するサービスを提供することが認められる。ただし、会議がキューバの観光に関連しない場合に限る。</li> <li>○ 米国管轄権下にある者は、米国もしくは第三国とキューバおよびキューバ国内をつなぐ商業的電気通信サービスを提供する取引に従事することが認められる。</li> <li>○ 米国管轄権下にある次の者はキューバで物理的に活動したり、商取引上の登記をしたりすることができる：電気通信サービスおよびインターネットによるサービスを特別に認可された提供者；キューバへの輸出もしくは再輸出を認可された、または適用免除された特定の商品の輸出者；郵便や小包の配送サービスまたは貨物輸送サービスを特別に認可された提供者；旅行および運送サービスを特別に認可された提供者</li> <li>○ 米国管轄権下にある次の者はキューバで物理的活動を行うことができる：特別に認可されたニュース編集局；特別に認可された教育活動を組織するまたは実施する団体；特別に認可された活動に従事する宗教組</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>織；特別に認可された非商業的活動に従事する団体；          特別に認可された人道プロジェクトに従事する団体；          特別に認可された取引に従事する私立財団または調査          もしくは教育機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 米国管轄権下にある者は、キューバ国民の近親者やキューバで学生をしている近親者に金額の制限なく送金できる。また、キューバ国民への寄付金、宗教団体、キューバ国民の支援・民間ビジネスの発展・人道プロジェクトのための活動をしている NGO や個人に金額の制限なく送金できる。ただし、いずれの場合も、資金が資産凍結口座からのものではないことおよびその他特定の条件に従うことが必要。一定の条件の下で、米国への移民を支援しているキューバ国民に対し、一度に 1,000 ドルまでの送金が 2 回可能。2015 年 9 月 21 日以降、資産凍結口座からの一定の送金が許可され、これまで禁止されていた一定の送金が解禁される。最終的に、いくつかの限定的な状況における一定の送金のための特別ライセンスも発行される。</li> <li>○ 金融機関は認可された送金の授受に関するサービスを提供可能。</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融機関は第三国に所在するキューバ国民の口座を開設・維持・閉鎖することができる。ただし、当該口座はキューバ国民がキューバ国外に所在する間に使用され、キューバから/への物資・サービスの商業輸出となる取引に使用されないことが条件となる。</li> <li>○ 金融機関は米国外で発生して終了する資金取引を処理することができる。ただし、資金授受者ともに米国管轄権下でないことが条件となる。</li> <li>○ 金融機関は第三国に所在する金融機関が提示した米ドル通貨代替物を処理することができる。ただし、かかる第三国に所在する金融機関は米国管轄権下にある者やキューバ国民であってはならない。また、当該通貨代替物は、かかる第三国に所在する金融機関がコルレス口座を維持しているキューバ籍の財政機関から受領し、かかる財政機関が、認可された、適用免除された、もしくはキューバ制裁により禁止されなかった取引に関連して受領したものでなければならない。</li> </ul> <p><b>渡航規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別ライセンスであれ一般ライセンスであれ、ライセンス</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>なしに米国管轄権下にある者がキューバへ入国することの禁止（ただし、特別ライセンスがもはや不要となっている新たな渡航カテゴリーが多数存在する）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ライセンスまたは特別例外の適用なしに、キューバから/へ（キューバ通航を含む）の旅客を乗せた船舶が米国に寄港することの禁止。ライセンス例外規定が適用されない限り、米国からキューバへ行く船舶に乗船する全ての者は、有効なビザ、渡航認証、ライセンスを所持しなければならない。</li> </ul> <p>渡航規制の例外（以下は全ての例外を網羅しているわけではない）：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の条件が満たされる場合、キューバへの渡航が認められる<b>可能性あり</b>：家族の訪問、米国政府または外国政府あるいは政府間機関の公用、報道活動、専門調査および会合、教育および宗教活動、公的活動、診療、ワークショップ、競技会、展覧会、キューバ国民の支援、人道支援プロジェクト、私立財団の活動、調査または教育機関、情報または情報物資の輸出/輸入/取引および認可を受けた輸出取引。当該認可を受けた旅行者はキューバ国内での旅行</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>に関連する取引（銀行口座の開設・閉鎖を含む）を実施することができる。また、米国のクレジット/デビットカードを利用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 米国政府、外国政府、政府間機関の職員、被譲与者、契約者が公的な立場で行うキューバ関係の全ての取引は、キューバの公的機関との取引や米国に所在するキューバの公的機関の職員との取引を含め、一定の条件の下で認められる。</li> <li>○ 米国管轄権下にある者は、認可された旅行者の保険発行が可能。</li> <li>○ キューバでの教育活動に参加する渡航認可を受けた学生、教員、スタッフを乗せてキューバに寄港した外国船は、キューバ寄港後に米国に入港する船舶に対して課される禁止措置の対象とならない。</li> <li>○ 米国管轄権下にある者は、米国諸港での下船が禁止されるキューバ国民に物資およびサービスを提供することができる。</li> <li>○ 米国管轄権下にある者は認可された人・荷物・貨物の米国・キューバ間の輸送・渡航に関するキューバから/へ/国内での輸送サービスを提供できる。航空機による認可</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>された輸送サービス提供のためのリース契約、共同運航、封鎖地域への侵入は、キューバ国民との当該契約締結を含め、原則認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一定の条件下で、輸出管理規則（15 CFR 740.15）に基づくライセンス免除を受けている、または、船舶/航空機上での通常の作業およびサービスもしくは港内の船舶や地上の航空機へのサービスを提供するために必要とされる米国管轄権下にある者による移動関連取引を含めて、米国・キューバ間の移動のために米商務省が発行したその他の認可を受けている、航空機および船舶の一時的滞在実施に直接的に付随する取引。</li> <li>○ 米国管轄権下にあり認可を受けてキューバへ旅行する者は、個人的使用の場合に限り、キューバで入手した商品を手荷物として米国に輸入することができる。</li> </ul> <p><b>最新動向</b>  <b>2017年6月16日</b>、トランプ大統領は、キューバ制裁プログラムを変更し、キューバに対する制裁を強化すると発表した。より詳細な情報については、OFACにより新たな規制が公表され次第（近日中に予定されている）、入手可能となる。</p>



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
2.	<b>コンゴ</b> <b>民主共和国</b>	<p><b>貿易規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● コンゴ民主共和国で活動するすべての非政府組織および個人への武器ならびに関係物資の禁輸。</li> <li>● 武器禁輸措置の効果を損ねるような支援の提供禁止。</li> <li>● コンゴ民主共和国領域内で活動するあらゆる非政府組織や個人への（直接/間接を問わず）以下のサービスの提供禁止（認可された場合を除く）：             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 軍事活動に関係する技術的援助の提供。</li> <li>○ 武器、関係物資、関連する技術的援助、その他サービスの販売、提供、輸送、輸出を含む軍事活動に関する融資および金融支援の提供。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>金融規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定個人に関する資産凍結。</li> <li>● 特定個人への融資および経済資源の提供禁止。</li> </ul> <p><a href="#">(Link to UK government consolidated list of financial sanctions targets (includes EU targets))</a></p> <p><b>渡航規制</b></p>	<p><b>貿易規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● コンゴ民主共和国向けもしくはコンゴ民主共和国からの防衛物資および防衛サービスの輸出のためのライセンスや認可を認めない米国による武器の禁輸。</li> </ul> <p><b>例外：</b>国防貿易管理局（国務省）からケースバイケースでライセンスまたは認可が出る可能性あり。</p> <p><b>金融規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>SDN</b> リストに掲載された特定団体または個人の取引に関する資産凍結。資産凍結対象者が関係するあらゆる資産は、米国に所在するか、または所在地を問わず米国人が所有/管理している場合は凍結。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>SDN</b> リスト掲載者が直接または間接的に <b>50%以上</b>所有する団体の資産および資産の所有権も、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。</li> <li>○ 本規制で禁止されている活動や取引であっても、外国資産管理局（財務省）による許可が出る可能性あり。</li> </ul> </li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定個人の EU への入域禁止。</li> </ul> <p><b>最新動向</b> 2016 年 7 月 19 日以降進展なし。</p>	
3.	エジプト	<p><b>金融規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公金横領の疑いがあるムバラク政権（関係団体/個人を含む）関係者 19 人の資産および経済資源の凍結。</li> </ul> <p><a href="#">(Link to UK government consolidated list of financial sanctions targets (includes EU targets))</a></p> <p><b>最新動向</b> 2013 年 6 月 10 日以降進展なし。</p>	<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● エジプトに対する米国の規制措置なし。</li> </ul> <p><b>その他の制裁</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● エジプト国内外で活動するテロリスト、テロ団体、外国テロ組織に対する規制措置あり。</li> </ul>
4.	イラン	<p><b>容認される活動</b></p> <p>以前は制裁対象だったものの、JCPOA の条件に従って現在容認されるようになった活動は以下のとおり<sup>1</sup>。</p>	<p><b>一次的制裁</b></p> <p><b>米国人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国は、包括的共同作業計画（JCPOA）による解除後もほとんど継続しているイランに対する包括的な禁輸を米国人</li> </ul>

<sup>1</sup> 制裁が課されていた期間中も容認されていて Implementation Day 以降も引き続き容認されている活動は含まれない。また、引き続き課されているイラン制裁については後述を参照のこと。

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p><b>金融・銀行・保険</b></p> <p>イランとの資金移動規制（通知および認可規制を含む）が解除されている。その結果、以下の活動が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● EU 金融機関を含む EU の個人・企業・団体とイラン金融機関を含むイランの個人・企業・団体との間の資金移動。</li> <li>● EU 加盟国内でのイランの非制裁対象銀行の支店・子会社・駐在員事務所の開設。</li> <li>● イラン金融機関およびイラン中央銀行を含むイランの個人・企業・団体に向けた SWIFT を含む特定金融メッセージサービスの提供。</li> <li>● 共同企業の設立およびイラン金融機関での口座開設。</li> <li>● 輸出信用・保証・保険・その他金融支援の提供。</li> </ul> <p><b>原油・ガス・石油化学分野</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● イランからの原油・石油製品・ガス・石油化学製品の輸入・購入・交換・輸送。</li> <li>● 上記分野におけるイラン人へのトレーニングを含む技術支援の提供、イラン国内外で用いられる設備や技術の（EU 人による）輸出。</li> </ul>	<p>に関して維持する。米国人（米国企業、米国民および永住外国人、米国にいる全ての者を含む）は、実質的にイランまたはその政府と取引を行うことを禁止される。</p> <p>JCPOA に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国は <b>Specially Designated Nationals</b> および制裁対象者リスト（SDN リスト）から、さまざまな対象者を解除した。2018 年 11 月 5 日までに、米国は大統領命令 13599 のもとに（イラン政府またはイランの金融機関の一部として）指定された者を SDN リストに戻す。現在のところ、非米国人は大統領命令 13599 のもとに指定された者と取引を行うことができるが、彼らが SDN リストに戻されたときに、かかる取引は二次的制裁により非米国人をリスクにさらすことになる。米国は商用旅客機および関連部品ならびにサービスのイランに対する輸出および再輸出に関して新しいライセンスポリシーと、これに関連して米国人がかかる活動に関連する交渉を行うことを許可する一 <b>General Licence I</b> を発行した。JCPOA からの離脱に関連して、現在このポリシーは撤回され、GLI は取り消され、2018 年 8 月 6 日に終了する段階的縮小期間中に許可する段階的縮小のための <b>General Licence</b> に置き換えられた。米国はイラン産の</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● イラン国内外での石油・ガス・石油化学分野に従事するイラン人との共同事業の設立、同分野への参加拡大、当該イラン人への融資提供によるイランの石油・ガス・石油化学分野への投資。</li> </ul> <p><b>海運・造船・輸送分野</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● イランまたは造船分野に従事するイラン人への造船・修繕・メンテナンスのための海軍の設備および技術の販売・提供・輸送・輸出。</li> <li>● イランまたはイラン人向けの貨物船および原油タンカーの設計・建造または設計・建造への参加。</li> <li>● 石油および石油化学製品の輸送または貯蔵を目的とした船舶をイランの個人・企業・団体へ提供すること。</li> <li>● イラン原油タンカーおよび貨物船への船籍および船級サービスの提供。</li> <li>● イラン発もしくはイランの輸送業者が運航する旅客機および貨物機による EU 加盟国空港へのアクセス。</li> <li>● 以前は禁止されていたイラン発着の貨物に対する EU 加</li> </ul>	<p>カーペットおよび食糧の輸入を許可するライセンスを発行した。JCPOA からの離脱に関連して、現在このポリシーは撤回され、GLI は取り消され、2018 年 8 月 6 日に終了する段階的縮小期間中に許可するライセンスに置き換えられた。</p> <p><b>米国人が所有/支配する団体</b></p> <p>禁輸は米国人が所有または支配する非米国団体にも適用される。JCPOA に基づき、米国はかかる団体に <b>General Licence H (GLH)</b> に従ってイラン関連事業を行う権限を付与した。米国の JCPOA からの離脱に関連して、GLH は取り消され、それまで GLH に従って実施された段階的縮小措置を米国人が所有/支配する団体に許可する新規の段階的縮小 <b>General Licence</b> に置き換えられた。ただし、<b>General Licence</b> が取り消され、置き換えられるときに、すべての段階的縮小措置は、2018 年 11 月 4 日までに完了しなければならない<sup>2</sup>。</p> <p>禁輸は、<b>米国と関係する取引</b>（すなわち、米国、米国人、米</p>

<sup>2</sup> これは **General Licence** が取り消される際の影響の要約である。**General Licence** の取消しについて自身の活動または取引先の活動への影響に関心がある場合、日本 P&I のメンバーはさらに説明を求めるための助言を受ける。

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>盟国による検査・差押え・処分の廃止（ただし、引き続き制裁対象となっている貨物が含まれている可能性がある」と判断されるものについては、EU 加盟国はイラン発着の貨物を検査する責任を有する）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 禁止対象貨物を積載していないイランの貨物機に対する燃料や技術・メンテナンスサービスの提供。</li> </ul> <p><u>金・その他貴金属・紙幣・貨幣</u></p> <p>イラン政府・政府機関・企業・エージェント・イラン中央銀行との間での以下の活動が容認される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 金・貴金属・ダイヤモンドの販売・提供・購入・輸出・輸送。</li> <li>● 関連するブローカー・金融・セキュリティーサービスの提供。</li> <li>● イラン中央銀行の新札および新硬貨の輸送。</li> </ul> <p>認可取得を条件に容認される活動</p> <p><u>核関連物資の輸送および核関連活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● Nuclear Suppliers Group (NSG) Trigger リスト・NSG Dual-Use リスト・Council Regulation (EU) 267/2012 を</li> </ul>	<p>国所有または米国支配の団体が関与する取引）を行う非米国人、ならびに一定の状況における米国原産の物品、技術およびサービスにも適用される。これには、通常米国の金融システムを通過することから米国ドルによる取引を含む。</p> <p><u>二次的制裁</u></p> <p>米国は、イランに関連する特定の種類の取引を行う非米国人に対し、米国と関係がない場合であっても、特定の制限措置を課すことを許可する対イランの二次的制裁を維持する。</p> <p>JCPOA に基づき解除された米国制裁は、主に二次的制裁であった。これらの制裁のいくつかは放棄され、またいくつかは取り消された。米国の JCPOA 離脱の結果として、これらの制裁は、現在、2018 年 8 月と 11 月の 2 段階で再び実施されることになっている。</p> <p>現在および今後再び実施される二次的制裁について、以下に記載する。ただし、たとえ二次的制裁が放棄されたとしても、同放棄は SDN にかかわる取引には適用されず、SDN との取引に対する制裁は依然として有効である場合。関連する制裁については、下記にアスタリスク (*) で示す。</p>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>修正する Commission Implementing Regulation (EU) 2016/1375 の Annex I に記載された核関連物資および技術に関する輸送および活動。EU 加盟国当局は当該物資や活動に対するライセンスを付与する前に Procurement Channel を通じて国連安保理に承認申請しなければならない。また、承認は発電等の核関連技術の平和的利用に限られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● Council Regulation (EU) 267/2012 の Annex II に記載された核関連物資および技術に関する輸送および活動。</li> </ul> <p><u>金属</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 黒鉛および未・半製品金属のイランの個人・企業・団体へまたはイランでの使用のための販売・提供・輸送・輸出。(Regulation (EU) No 267/2012 を修正する Council Regulation (EU) 2015/1861 の Annex VIIB 参照。)  <a href="http://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2015/1861/oj">http://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2015/1861/oj</a></li> </ul> <p><u>ソフトウェア</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 核および軍事産業で用いられる Enterprise Resource Planning ソフトウェアおよびそのアップデートをイラン</li> </ul>	<p>現在実施されている二次的制裁  <u>貿易関係の制裁</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● イランに行く可能性のある人に対する、または化学兵器、生物学兵器、核兵器または関連技術を取得または開発する能力に著しく関与するかまたは最先端の通常兵器の数および種類の安定性を損なう物品またはサービスの輸出、移転または積換え。</li> <li>● 一定の状況において、イラン政府またはイランの団体の関与によるウランの採掘、生産または輸送に関連した合弁事業に参加すること。</li> <li>● 特定の核、軍需および軍民両用の物品、サービスおよび技術をイランに移転またはイランから取得すること。</li> <li>● イランの人々に対し重大な人権侵害を犯すためにイラン政府が使用する可能性のある特定の物品または技術（またはイランでかつてそれらに関連があったサービス）をイランに移転するか、または移転を促進すること。</li> <li>● イランの人々に対し行き届くべき物品（農産物、食品、医薬品および医療機器を含む）の流用に関連した不正行為、</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>の個人・企業・団体へまたはイランでの使用のために販売・提供・輸送・輸出すること。ただし、JCPOA に準拠する活動に関係するものに限る。</p> <p>上記活動に関する技術支援・ブローカーサービス・金融支援の提供。</p> <p>Annex II に記載された技術を含む商業活動や NSG Dual-Use リストの核関連物資の製造や使用・ウラン採掘へのイラン人の参加を助長するイラン人との協定。</p> <p><b>継続している制裁</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 武器の禁輸およびミサイル技術に関する制裁・制限、ならびに特定の個人に対する制裁措置は Transition Day (2023 年 10 月 18 日) まで継続。</li> <li>● イランにおける人権侵害やテロ支援等の理由により EU によって課されている制裁。特に、内部弾圧に用いられる機器、インターネットや電話通信の監視・妨害に用いられる技術、関連サービスに対して Council Decision 2011/235/CFSP および Council Regulation (EU)</li> </ul>	<p>その他の活動、またはかかる物品の販売または再販売の収益の不正使用に関与すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● イランにおける公平な情報の自由な流れを制限し、イランの人々の言論を分断、監視またはその他の方法で制限するために使用する技術のイランに対する輸出。</li> <li>● イラン政府の大量破壊兵器拡散または国際テロ行為支援に著しく関与する可能性のある物品のイランによる輸送に対し、船舶、保険または再保険またはその他の輸送サービスを提供すること。</li> <li>● イラン共和国防衛部隊またはその財産が制裁対象であるイラン共和国防衛部隊の職員、代理人または関係会社との重要な取引を著しく支援またはそれに関与すること。</li> <li>● イランに関連する国連安保理事会決議に基づく金融制裁が適用される者（またはかかる者を代理もしくは指示により行動するか、または所有もしくは支配下にある者）との重要な取引に関与すること。</li> <li>● イランの SDN に代わって、もしくはそのために活動または取引を著しく支援すること。</li> <li>● 黒鉛、未加工であるか半完成品としての金属（アルミニウムおよび鉄鋼等）、石炭および工業プロセスを統合するソ</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>359/2011 に基づき課されている禁止措置の継続。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種 EU 制裁措置に基づくイランの各種個人・企業に対する資産凍結措置の継続。</li> </ul> <p><b>渡航規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● イランにおける一般市民に対する暴力的弾圧に責任を有する者、同体制を支持し利益を得ている者、それらの者との関係者の EU への入域禁止。</li> </ul>	<p>フトウェアのイランとの取引。場合によって、(i) イランの SDN と取引すること、(ii) イランの軍または弾道ミサイルプログラムで使用されると判断されること、または (iii) JCPOA によって確立された調達チャンネルに基づき承認されないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● イラン関連制裁の違反への関与、イランに関する米国制裁が適用される者のために、もしくはそれに代わって不正取引を促進すること、または、かかる行為に関与する者のために、もしくはそれに代わって行動するか、もしくはその者によって所有もしくは支配されること。</li> <li>● イランの人々（イランの国民または居住者）またはその親族に対する重大な人権侵害に対するイラン政府の関与を著しく支援すること。</li> <li>● イランまたはシリア政府によるか、または、それを代理する重大な人権侵害を支援またはそれを可能にするコンピューターまたはネットワーク中断、監視または追跡を著しく支持すること。</li> <li>● イランに関する検閲活動を著しく支援すること。</li> </ul> <p><u>金融関係の制裁</u></p>



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● (i) イラン政府が、(a) 大量破壊兵器または関連する配送システムを取得または開発すること、(b) 国際テロの外国テロリスト組織/行為に対する支援提供を促進する外国金融機関（<b>FFI</b>）、(ii) イランに関連する国連安保理事会決議に基づく金融制裁が適用される者（またはかかる者を代理もしくは指示により行動するか、または所有もしくは支配下にある者）の活動を促進する <b>FFI</b>、(iii) (i)または(ii)に記載される活動を実施するためにマネー・ロンダリングに関与する <b>FFI</b>、(iv) (i)または(ii)を実施するために、イラン中央銀行または他のイラン金融機関の取組みを促進する <b>FFI</b>、(v) <b>IRGC</b> またはその指定代理人/関係会社、イランによる大量破壊兵器拡散もしくはその配送システムに関連して指定される <b>SDN</b>、またはイランによる国際テロ支援に対し、重要な取引を促進するかまたは重要な金融サービスを提供する <b>FFI</b>、(vi) (i)～(v)のいずれかに関与する <b>FFI</b> を促進または参加/支援するか、またはこれによって所有/支配される <b>FFI</b>。</li> <li>● <b>SDN</b> リスト上のイラン金融機関と重要な金融取引を実施または促進する <b>FFI</b>。</li> <li>● イランによる大量破壊兵器拡散もしくはその配送手段ま</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>たはイランによる国際テロ支援に関連して指定される金融機関に対する金融専門メッセージ通信サービスの提供への関与。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 場合によって、(i) イランの SDN と取引を行うか、(ii) イランの軍または弾道ミサイルプログラムで使用されると判断されるか、または (iii) JCPOA によって確定される調達チャンネルに基づき承認されない黒鉛、未加工であるか半完成品としての金属（アルミニウムおよび鉄鋼等）、石炭および工業生産プロセスを統合するソフトウェアのイランとの取引に関して、重要な金融取引を実施または促進する FFI。</li> <li>● (i) JCPOA の範囲外で制裁がイランに対し実施されるイランに関する活動、(ii) イランによる大量破壊兵器拡散もしくはその配送手段またはイランによる国際テロ支援に関連して指定される者、または(iii) SDN リスト上のイラン人に対する引受業務または保険もしくは再保険の提供（特定のイラン金融機関を除く）。</li> <li>● イランの SDN に代わって重要な金融取引を促進する FFI（特定のイラン金融機関を除く）。</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p><b>2018年8月に再び実施される二次的制裁</b></p> <p>米国政府は、2018年8月6日に終了する90日間の段階的縮小期間の後、以下の活動および関連サービスに対する二次的制裁を再び実施する。</p> <p>(注：* =放棄された二次的制裁。ただし現在のところ、取引がSDNに関与する場合は依然として適用される)</p> <p><u>貿易関係の制裁</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴金属のイランとの取引。*</li> <li>● (i) バーター、スワップまたはその他の交換もしくは取引の媒体としてイランが使用するか、もしくはイランの国民貸借対照表で政府資産としてイランが発表するか、(ii) エネルギー、輸送もしくはイランの造船部門またはイランの革命警備部隊が直接または間接的に支配すると判断されるイランの経済部門に関連して使用されるか、または (iii) イランの核開発計画のための黒鉛、未加工であるか半完成品としての金属（アルミニウムおよび鉄鋼等）、石炭および工業生産プロセスを統合するソフトウェアのイランとの取引。*</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● イラン政府による米国銀行券もしくは貴金属の購入または取得を著しく支援すること。</li> <li>● イランの自動車部門に関連して使用される重要な物品またはサービスのイランへの販売、供給または移転に関する重要な取引に関与すること。</li> </ul> <p><u>金融関係の制裁</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2012年8月10日以後に発行されるか、または2012年8月10日以後に発行したイラン政府国債を購入、引受けまたは発行を促進すること。*</li> <li>● (i) バーター、スワップまたはその他の交換もしくは取引の媒体としてイランが使用するか、もしくはイランの国民貸借対照表で政府資産としてイランが発表するか、(ii) エネルギー、輸送またはイランの造船部門またはイランの革命防衛隊が直接または間接的に支配すると判断されるイランの経済部門に関連して使用されるか、または (iii) イランの核開発計画のための黒鉛、未加工であるか半完成品としての金属（アルミニウムおよび鉄鋼等）、石炭および工業生産プロセスを統合するソフトウェアのイランとの取引に対し重要な金融取引を実施または促進す</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>る FFI。*</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (i) 価額がイラン・リアルによる為替レートに基づく、イラン・リアルまたはデリバティブ、スワップ、先物取引、その他類似する商品の購入または販売に関連する重要な取引を実施または促進する FFI、または (ii) イラン地域以外でイラン・リアル建ての著しい資金または口座を保持する FFI。</li> <li>● イランの自動車部門に関連して使用される重要な物品またはサービスのイランに対する販売、供給または移転のために重要な金融取引を実施または促進する FFI。</li> </ul> <p><b>2018 年 11 月に復活する二次的制裁</b>  2018 年 11 月 4 日に終了する 180 日間段階的縮小期間の後に、米国政府は以下の活動および（場合によって）関連サービスに対する二次的制裁を復活する。</p> <p>（注：* =放棄された二次的制裁。ただし現在のところ、取引が SDN に関与する場合は依然として適用される）</p> <p><u>貿易関係の制裁</u></p>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 石油資源を開発するイランの能力を強化する（一定額）投資。*</li> <li>● 精製石油製品のイランの国内生産を促進する（一定の価値の）物品およびサービスのイランに対する供給。*</li> <li>● （一定の価値の）精製石油製品または精製石油製品を輸入するイランの能力を強化する物品およびサービスのイランに対する供給。*</li> <li>● イラン政府がパートナー/投資家であるか、または、イランがイランの石油資源を開発する能力を強化することができる知識もしくは機器を受ける場合の、イラン以外の石油資源開発に関する合弁事業への参加。*</li> <li>● イランにある石油資源または精製石油製品の国内生産を開発するイランの能力に寄与する（一定の価値の）物品およびサービスのイランに対する供給。*</li> <li>● 石油化学製品のイランの国内生産に寄与する（一定の価値の）物品およびサービスのイランに対する供給。*</li> <li>● イランから原油を輸送するために使用される船舶の所有、運営、管理または付保。*</li> <li>● 船舶で輸送される原油または精製石油製品のイラン原産を隠す形での船舶の所有、運営、管理。*</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国営イラン石油会社、国営イラン・タンカー会社またはいずれかの後継団体に対する引受業務または保険もしくは再保険の提供。*</li> <li>● (i) イランのエネルギー、輸送または造船部門の一員であるか、または (ii) イランの港を運営すると判断される者に代わって、またはかかる者のために、大規模な金融、資材、技術もしくはその他のサポート、または活動もしくは取引を支援する物品またはサービスを提供すること。*</li> <li>● イランのエネルギー、輸送または造船部門（国営イラン石油会社、国営イラン・タンカー会社およびイラン国営イスラム共和国輸送ラインを含む）に関連して使用される物品およびサービスに関するイランとの取引。*</li> <li>● イランの石油、石油製品または石油化学製品の購入、取得、販売、輸送またはマーケティングに関する大規模な取引。</li> <li>● 国営イラン石油会社、<b>Naftiran Intertrade Company</b> またはイラン中央銀行を大規模に支援すること。</li> <li>● イランの <b>SDN</b> および大統領命令 <b>13599</b>（イラン政府およびイランの金融機関を指定）で指定された者を大々的に</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>支持すること。</p> <p><u>金融関係の制裁</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● イランのエネルギー、輸送または造船部門（国営イラン石油会社、国営イラン・タンカー会社およびイラン国営イスラム共和国輸送ラインを含む）に関連して使用される物品およびサービスのイランとの取引のために、大規模に金融取引を実施または促進する FFI。*</li> <li>● イランの大量破壊兵器拡散もしくはその配送手段、またはイランによる国際テロ支援に関連して指定される CBI および金融機関に対する金融専門メッセージ通信サービスの提供への関与。</li> <li>● 制裁が実施されたイランに関する活動に対する引受業務または保険もしくは再保険の提供。*</li> <li>● (i) （一定の例外を除き）国営イラン石油会社または <b>Naftiran Intertrade Company</b> と、(ii) イランの石油、石油製品または石油化学製品の購入、取得、販売、輸送またはマーケティングのために、大々的に金融取引を実施または促進する FFI。</li> <li>● イランの SDN（一定のイランの預金受入れ金融機関を除</li> </ul>



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>く) または大統領命令 13599 に基づく SDN (一定のイランの預金受入れ金融機関を除く) もしくは他の特定の SDN に代わって、著しい金融取引を実施または促進する FFI。</p> <p><b>テロ関係の制裁</b>        イランは現在もテロ支援国家とされている。多数の様々な制裁規則や規制がこれに連動しており、対外援助の禁止、防衛設備の輸出・販売禁止、特定の精密技術・武器転用可能な物資・各種金融およびその他の制限が課されている。</p> <p><b>輸出管理</b>        米国は、イランに対する物品、技術およびサービスの輸出または再輸出に関する管理を維持する (制裁および輸出管理法規に基づく)。規制から免除されているかまたは許可される場合を除き、米国管理の内容を 10%以上含むアイテムについて、特にイランまたはイラン政府に対する再輸出が意図されることを知っているか、知る理由のある米国人または米国からイランまたはイラン政府に対する輸出または再輸出、および非米国人による再輸出には、通常ライセンスを必要とす</p>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•</li> </ul>
5.	イラク	<p><b>貿易規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● イラクへの武器および関係物資の禁輸。</li> <li>● (例外：イラク政府またはイラクに対する制裁措置により設立された多国籍軍の要請による武器および関係物資)</li> <li>● イラク国立博物館、国立図書館、およびその他イラク全土から不法に持ち運ばれた考古学上、歴史上、文化上、科学上、宗教上重要なイラクの文化財およびその他の取引の禁止。</li> </ul> <p><b>金融規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2003年5月22日時点でイラク国外に所在した前イラク政府、政府機関、企業、エージェンシーの金融資産ならびに経済資源の凍結。サダム・フセインもしくは前イラク政府の高官およびその近親者（彼らもしくは彼らの指示や代理で活動していた者により直接または間接に所有/支配された団体を含む）により取得あるいは</li> </ul>	<p><b>貿易規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● イラク向けもしくはイラクからの防衛物資および防衛サービスの輸出のためのライセンスや認可の拒否による米国による武器の禁輸。</li> </ul> <p><b>例外：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国防貿易管理局より、以下についてはケースバイケースでライセンスや認可が発行される可能性あり。       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 非致命的軍事設備</li> <li>(2) イラク政府もしくは多国籍軍の要請による致命的軍事設備</li> </ol> </li> <li>● 1990年8月6日以降、イラク国立博物館、国立図書館、およびその他イラク全土から不法に持ち出された、あるいは不法に持ち出された合理的な疑いがある考古学上、歴史上、文化上、科学上、宗教上重要なイラクの文化財あるいはその他の所有権の移転や取引の禁止。</li> </ul> <p><b>金融規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● SDN リストに掲載された特定の団体または個人の取引に</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>はイラクから持ち出された金融資産および経済資源の凍結。</p> <p><a href="#">(Link to UK government consolidated list of financial sanctions targets (includes EU targets))</a></p> <p><b>最新動向</b> 2013年6月10日以降進展なし。</p>	<p>関する資産凍結。資産凍結対象者が関係するあらゆる資産は、米国に所在するか、または所在地を問わず米国人が所有/管理している場合、凍結される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ SDN リスト掲載者が直接または間接的に 50%以上所有する団体の資産および資産の所有権も、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。</li> <li>○ 本規制で禁止されている活動や取引であっても、外国資産管理局（財務省）による許可が出る可能性あり。</li> </ul>
6.	アイボリーコースト	<p>アイボリーコーストに対する EU 制裁なし。EU はアイボリーコーストに対する国連制裁措置をもとに施行されていた全ての EU 規則を 2016年6月6日に撤廃した。</p> <p><b>最新動向</b> 2016年6月6日以降進展なし。</p>	<p>アイボリーコーストに対する米国制裁なし。米国大統領は、国連安保理の多国籍制裁措置解除を受けて、アイボリーコーストに対する全ての制裁措置を解除する大統領令に署名した（2016年9月14日から有効）。</p>
7.	レバノン	<p><b>貿易規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● レバノンでの使用を目的とした、またはレバノンに所在する自然人、法人、団体、組織への武器および関係物資の禁輸。</li> </ul>	<p><b>貿易規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● レバノン向けもしくはレバノンからの防衛物資および防衛サービスの輸出のためのライセンスや認可の拒否による米国による武器の禁輸。</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 武器禁輸の効果を損ねる可能性のある技術および金融支援の提供禁止。</li> </ul> <p><b>金融規制</b>  <b>注意：</b>資産凍結に関する規定があるが、現在レバノンに関する資産凍結対象者は設定されていない。</p> <p><b>渡航規制</b>  <b>注意：</b>渡航禁止に関する規定があるが、現在レバノンに関する渡航禁止対象者は設定されていない。</p> <p><b>最新動向</b>  <b>2013年6月10日以降進展なし。</b></p>	<p><b>例外：</b>国連レバノン暫定駐留軍 (UNIFIL) のために、もしくはレバノン政府による認可のとおり、米国国務省国防貿易管理局より、ケースバイケースでライセンスや認可が発行される可能性あり。</p> <p><b>金融規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>SDN</b> リストに掲載された特定の団体または個人の取引に関する資産凍結。資産凍結対象者が関係するあらゆる資産は、米国に所在するか、または所在地を問わず米国人が所有/管理している場合は凍結される。       <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>SDN</b> リスト掲載者が直接または間接的に <b>50%以上</b> 所有する団体の資産および資産の所有権についても、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。</li> <li>○ 本規制で禁止されている活動や取引であっても外国資産管理局による許可が出る可能性あり。</li> </ul> </li> </ul>
8.	リベリア	リベリアに対する EU 制裁なし。EU はリベリアに対する国連制裁措置をもとに施行されていた EU 規則を 2016 年 6 月 20 日に撤廃した。	<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リベリアに対する米国の制裁規制なし。</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
9.	リビア	<p><b>貿易規制</b>            内部抑圧に用いられる可能性のある武器および関連物資のリビアへの禁輸。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● EU Common Military List に記載された物資および技術の禁輸。</li> <li>● 武器、物資、技術の禁輸の効果を損ねる可能性のある技術および金融支援の提供禁止。</li> </ul> <p><b>輸送関係規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リビアに対する EU 制裁の下で提供、販売、輸送、輸出が禁止されている物資が貨物に含まれていると信じる合理的な理由がある場合、リビアから/への全ての貨物の検査、差し押さえ、処分。</li> </ul> <p><b>金融規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定の個人、団体、組織の資産および経済資源の凍結。</li> <li>● リビア人民に対する深刻な人権侵害実施の指示、統制、指揮に関与もしくは加担した特定の個人、団体、組織への資金および経済資源の提供禁止。</li> </ul>	<p><b>貿易規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リビア向けもしくはリビアからの防衛物資および防衛サービスの輸出のためのライセンスや認可の拒否による（リビアに対する国連の武器禁輸措置を実施する）米国による武器の禁輸。ただし、ある特定の状況の下で、ケースバイケースでライセンスや認可が発行される可能性あり。</li> </ul> <p><b>金融規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リビア政府、そのエージェンシー、媒介機関、支配団体、リビア中央銀行の資産の凍結。しかし、上記の資産凍結は、2011年9月19日時点で凍結された Libyan Investment Authority および同機関が所有/支配する団体の資金、現金、有価証券、銀行口座、投資口座および貴金属を除き、General License 11 により解除される。</li> <li>● SDN リストに掲載された特定の個人または団体の取引に関する資産の凍結。資産凍結対象者の資産は、米国に所在するか、あるいは所在地を問わず米国人が所有/管理している場合、凍結される。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ SDN リスト掲載者が直接または間接的に 50%以上所有する団体の資産および資産の所有権も、当該団体がリス</li> </ul> </li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p><a href="#">(Link to UK government consolidated list of financial sanctions targets (includes EU targets))</a></p> <p><b>渡航規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リビア人民に対する深刻な人権侵害実施の指示、統制、指揮に関与もしくは加担した人物を含む特定人物の EU への入域禁止。</li> </ul> <p><b>その他の規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リビアの一般市民に対する武力行使や暴力に寄与する可能性のあるビジネスを防止する観点から、リビアの団体もしくはリビアの管轄権下にある団体（当該団体により所有/支配されている団体や個人、当該団体の代理や指示で活動する団体や個人を含む）とビジネスを行う際に、全ての EU 市民および団体（EU の管轄権下にあるものを含む）は注意することが求められる。</li> </ul> <p><b>最新動向</b></p> <p>2017 年 7 月 17 日、EU は、人身売買や密輸に使用される可能性のあるアイテムのリビアへの輸出に対するさらなる</p>	<p>トに掲載されていなくても凍結。</p> <p>本規制で禁止されている活動や取引であっても、外国資産管理局による許可が出る可能性あり。</p>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>規制を導入した。かかるアイテムには、船舶およびインフレータブルボート用の船外機が含まれる。</p> <p>2017年8月4日、EUは、リビアの石油分野を対象とした国連決議を実施するために追加制裁措置を実施した。これらの追加措置には、EU加盟国の旗を掲げる指定船舶でのリビアからの石油（原油および石油精製品を含む）の荷積み、輸送または荷揚げの禁止が含まれる。ただし、そのような活動が当該加盟国の当局により承認されている場合を除く。この措置は、指定船舶に積載される石油に関する金融取引にもおよぶものである。</p>	
10.	ミャンマー (ビルマ)	<p><b>貿易規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 内部抑圧に用いられる可能性のある武器および関連物資のミャンマーへの禁輸。</li> <li>● 武器禁輸の効果を損ねる可能性のある技術および金融支援の提供禁止。</li> <li>● 内部抑圧に用いられる資材の輸出禁止。</li> </ul> <p><b>最新動向</b></p>	<p><b>貿易規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ミャンマー向けもしくはミャンマーからの防衛物資及び防衛サービスの輸出のためのライセンスや認可の拒否による米国による武器の禁輸。</li> </ul> <p><b>例外：</b>国防貿易管理局より、ケースバイケースでライセンスや認可が発行される可能性あり。</p> <p>米国は外国資産管理局管理のミャンマー（ビルマ）に対する経</p>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		上記規制の実施が 2019 年 4 月 26 日から 1 年間延長される。	済/金融制裁措置を解除した。米国大統領は、これらの制裁措置を解除する大統領令に署名した（2016 年 10 月 7 日から有効）。
11.	北朝鮮	<b>貿易規制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● あらゆる軍事用に転用可能な物資および技術、ならびに北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊兵器プログラムに寄与する可能性がある主要部品とその他アイテムを含む武器、関連物質、設備、物資、技術、ソフトウェアの調達の禁止および禁輸。</li> <li>● 武器禁輸の効果を損ねる可能性のある技術および金融支援の提供禁止。</li> <li>● 北朝鮮政府、その公的機関、団体、エージェンシー、北朝鮮中央銀行、ならびにそれらにより所有/支配されている団体、それらの指示や代理で活動している者や団体との金、貴金属、ダイヤモンドの取引禁止。</li> <li>● 北朝鮮原産であるか否かに拘らず、金・チタン鉱・バナジウム鉱石および希土類鉱物の北朝鮮からの調達禁止。</li> <li>● 北朝鮮原産であるか否かに拘らず、石炭の北朝鮮からの調達禁止。ただし、北朝鮮の核/弾道ミサイルプログ</li> </ul>	<b>貿易規制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 武器の禁輸 — 北朝鮮向けもしくは北朝鮮からの防衛物資および防衛サービスの輸出および輸入のためのライセンスや認可を拒否する方針。</li> <li>● <b>EAR99</b> として分類される食品および医薬品を除き、北朝鮮から/への米国輸出管理規則の対象となるアイテムの輸出や再輸出にはライセンスが必要。ライセンスが必要なアイテムは（とりわけ贅沢品、武器および関連物資を含め）様々な場合における一般的な拒否方針とともにケースバイケースで見直される。</li> <li>● 直接か間接かを問わず、米国からもしくは米国人による北朝鮮への物資、サービス、技術の輸出もしくは再輸出の禁止。非米国人によるかかる取引を米国人が促進することの禁止。</li> <li>● 米国人による北朝鮮での船舶登録、北朝鮮船籍の取得、北朝鮮籍船の所有、リース、運航、保険引き受けの禁止。</li> </ul>



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>ラム、その他の禁止活動と無関係であるとの制裁委員会加盟国からの通知を条件として、原産が北朝鮮国外でありラジン（ラソン）港からの輸出用のみ輸送された場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たに発行された、もしくは未発行の北朝鮮中央銀行の北朝鮮建ての紙幣および硬貨の提供禁止。</li> <li>● EU が決定する贅沢品の北朝鮮への輸出禁止。</li> <li>● 航空燃料の販売または供給の禁止。ただし、次の場合を除く：(i) モニタリングおよび配送手配を条件として、人道的に不可欠であると検証された場合、または、(ii) 北朝鮮国外の民間旅客機が北朝鮮への往復フライトに使用する場合。</li> <li>● 2013 年 2 月 18 日以降に発行された北朝鮮公債の取引、発行、仲介の禁止。</li> <li>● EU 内での北朝鮮の銀行の子会社の新たな支店や事務所の設置、および、制裁委員会により取引が承認されない場合、現存する支店の 90 日以内（すなわち 2016 年 7 月 29 日以前）の閉鎖の禁止。</li> <li>● 制裁委員会により取引が事前に承認されない場合、北朝鮮の銀行による新たな共同事業の設立、EU 内の銀行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直接か間接かを問わず、北朝鮮から米国への物資、サービス、技術の輸入禁止。</li> <li>● 「二次的」制裁：核、ミサイル技術、生物化学兵器もしくは軍事活動への利用可能品に関連する特定の物資、サービス、技術を北朝鮮へ移転/から取得する人物に対して特定の制限措置が課される可能性がある。</li> <li>● 「二次的」制裁：認識していながら次の事項を行う者に特定の制限措置が課せられる可能性がある。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北朝鮮との大量破壊兵器の取引、関連サービスの取引および金融取引。</li> <li>○ 北朝鮮との贅沢品の取引。</li> <li>○ 北朝鮮政府による検閲もしくは人権侵害への従事/促進。</li> <li>○ 北朝鮮政府（またはそのために活動する者）を支援するマネーロンダリング、商品や通貨の偽造、大量の現金移動、麻薬の密輸への従事。</li> <li>○ 北朝鮮政府のための外国の人物や政府のサイバーセキュリティの弱体化。</li> <li>○ 大量破壊兵器、セキュリティ/諜報の最終用途、朝鮮労働党や刑務所/労働収容所での使用のための、大量の貴金属、黒鉛、未/半製品金属、アルミニウム、鋼鉄、石</li> </ul> </li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>との取引関係の構築または維持、持分権の取得の禁止。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 北朝鮮の銀行との現存する共同事業、持分権および取引関係の 90 日以内 (すなわち 2016 年 7 月 29 日以前) の終了。</li> <li>● その財政サービスが北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊兵器プログラムに寄与する可能性があるとの信頼できる情報があった場合、北朝鮮に現存する駐在員事務所、子会社または銀行口座の 90 日以内の閉鎖。ただし、北朝鮮における人道的援助または他の外交的任務に必要と確定された場合を除く。</li> <li>● 2017 年 2 月、EU は、北朝鮮からの石炭輸入の制限、像や複数の金属の輸入禁止を含め、国連による新たな制裁を実施した。EU はまた、北朝鮮への新たなヘリコプターや船舶の輸出を禁止した。</li> <li>● 2017 年 4 月、EU は北朝鮮に対する核拡散制裁を拡大した。これらの措置は、通常兵器、冶金および航空宇宙分野への投資に関する現行の禁止、ならびにコンピューターサービスおよび採掘や製造に関連するサービスの提供の禁止を拡大するものである。</li> <li>● EU は、Regulation 2017/1509 において北朝鮮に対す</li> </ul>	<p>炭またはソフトウェアの北朝鮮政府との著しい取引。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北朝鮮との武器の取引。</li> <li>○ 北朝鮮に関する国連安保理決議で指定された者に対する支援、または、かかる活動への実質的支援の提供。</li> <li>○ 北朝鮮政府高官による1のための公的資金の贈収賄/不正流用への寄与もしくはかかる活動からの収益の使用への寄与、または、かかる活動のための実質的支援の提供。</li> </ul> <p><b>金融規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 所在地を問わず、米国人による北朝鮮への新規投資の禁止。非米国人によるかかる取引を米国人が促進することの禁止。</li> <li>● 北朝鮮政府および朝鮮労働党の資産凍結。</li> <li>● SDN および次の事項を行っている/行ったと決定された者の資産凍結：             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北朝鮮での輸送、採掘、エネルギーおよび金融サービス産業で事業を行っている。</li> <li>○ 北朝鮮の核もしくは弾道ミサイルプログラムを含め、北朝鮮政府もしくは朝鮮労働党がその収入や商品によって</li> </ul> </li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>る全ての制裁措置を強化した。</p> <p><b>金融規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊兵器関連プログラムに寄与する可能性のある支援提供に従事している特定の人、団体、組織の資産凍結。</li> <li>● 北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊兵器関連プログラムと係わりがあると加盟国が確定した北朝鮮の政府団体、朝鮮労働党またはそれらの代理や指示で活動する者の資産凍結。ただし、その資産が国連の任務、他の外交的任務または人道的・非核化目的を実施するために必要とされ、制裁委員会が事前にそのように確定した場合を除く。</li> </ul> <p><a href="#">(Link to UK government consolidated list of financial sanctions targets (includes EU targets))</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊兵器関連プログラムに寄与する可能性のある北朝鮮との取引のための公的金融支援の提供禁止。</li> <li>● 北朝鮮への補助金、金融支援、無利子融資の新規実施の禁止。</li> </ul>	<p>利益を得る可能性がある場合、北朝鮮または北朝鮮政府もしくは朝鮮労働党のために活動する者から/へ金属、黒鉛、石炭、ソフトウェアを購入/供給した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北朝鮮政府もしくは朝鮮労働党による検閲もしくは人権侵害に関与した。</li> <li>○ 北朝鮮政府もしくは朝鮮労働党への収入を発生させることを含め、北朝鮮からの労働者の輸出に関与した。</li> <li>○ 北朝鮮政府もしくは労働党のために北朝鮮国外の標的に対してサイバーセキュリティを弱体化させる著しい活動に従事した。</li> <li>○ 北朝鮮から/へ武器もしくは関連資材を輸入/輸出した、または、関連する援助・金融取引に従事した。</li> <li>○ 北朝鮮から/へ贅沢品を輸入/輸出した。</li> <li>○ 北朝鮮政府（またはその高官）を支援するマネーロンダリング、商品や通貨の偽造、大量の現金移動、麻薬の密輸、その他の違法な経済活動に従事した。</li> <li>○ 北朝鮮政府および朝鮮労働党のエージェント、管理団体もしくは高官である。</li> <li>○ 上記の者に実質的支援を提供した、または、かかる者</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融機関による北朝鮮での駐在員事務所、子会社、支店または銀行口座の開設禁止。</li> <li>● 北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊兵器関連プログラムに寄与するとみなされる団体の駐在員事務所の閉鎖。</li> <li>● 直接か間接かを問わず、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊兵器関連プログラムに寄与するとみなされる団体との共同事業への参画または商取引手配の禁止。</li> <li>● 北朝鮮経済のすべての部門への EU からの投資の禁止。</li> </ul> <p><b>輸送関係規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 北朝鮮に対する EU 制裁の下で提供、販売、輸送、輸出が禁止されている物資が含まれると合理的に判断される場合は特に、北朝鮮から/へ輸送されるあらゆる貨物について、事前の情報提供の要求ならびに検査、差し押さえ、処分。</li> <li>● 北朝鮮が所有・運航・配乗する船舶や北朝鮮籍船の EU 諸港への入港禁止。</li> <li>● (i) 北朝鮮に対する EU 制裁の下で禁止されている設備</li> </ul>	<p>に所有/管理されている、もしくは、その代理として活動している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資産凍結対象者が関連する全ての資産は、米国に所在するか、所在地を問わず米国人の所有/管理下にある場合には凍結。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ SDN リスト掲載者が直接または間接的に 50%以上所有する団体の資産および資産の所有権についても、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。</li> <li>○ 本規制で禁止されている活動や取引であっても、外国資産管理局による許可が出る可能性あり。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>輸送規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2017年8月2日、トランプ大統領は「米国の敵対者への対抗制裁法（Countering America's Adversaries Through Sanctions Act）」（CAATSA）に署名し、同法が成立した。CAATSA は、北朝鮮の政府または個人によりもしくはその代わりに所有・管理される、または 2016 年対北朝鮮制裁強化政策法（North Korea Sanctions and Policy Enhancement Act of 2016）に基づき提出された報告書で特定された者が運営する海港</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>を有する可能性がある、および/または、(ii) 核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊兵器関連プログラムに関する北朝鮮の政策に責任があると国連制裁委員会がみなす者が所有・支配する、と合理的に判断される船舶について、EU 諸港への入港規制。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 北朝鮮に対する EU 制裁の下で禁止されている物資を含むと合理的に判断される船舶について、EU 市民による、もしくは EU 内からの北朝鮮籍船への補油、船舶提供サービス、その他船舶サービスの提供禁止。</li> <li>● 核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊兵器関連プログラムに関する北朝鮮の政策に対して国連制裁委員会により責任ありとされた人物を含む特定の人物およびその家族、制裁の回避を援助したと確定された人物や団体、彼らの指示や代理で活動する人物ならびに彼らが所有/支配する団体に対する、船舶・航空機のリース/傭船禁止または乗組員サービスの提供禁止。かかる制限は、専ら生計目的である場合には適用されない。</li> <li>● 事前通知があり専ら生計目的である場合を除き、北朝鮮での船舶の登録、北朝鮮籍船の所有・リース・運航・保険もしくは再保険引き受けおよび北朝鮮籍船へのそ</li> </ul>	<p>が所在する外国によりもしくはその代わりに所有・管理される、または米国大統領により国連安保理決議を遵守していないと特定された国によりもしくはその代わりに所有・管理される、特定の外国籍船が米国海域に進入しまたは航行することを禁止する。</p> <p><b>二次的制裁</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2017年8月2日、トランプ大統領は「米国の敵対者への対抗制裁法（Countering America's Adversaries Through Sanctions Act）」（CAATSA）に署名し、同法が成立した。CAATSAにより、米国大統領は、北朝鮮から各種金属を大量に入手する、北朝鮮に対して大量のロケット、航空機もしくはジェット燃料を提供する、国連もしくは米国の制裁を受けているまたは指定された人物が所有・管理する北朝鮮籍船に物資やサービスを提供する、またはそれに対応する口座を北朝鮮の銀行に保有する個人に対して制裁を課すことが求められる。</li> </ul> <p><b>最新動向</b></p>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>の他サービスの提供の禁止；北朝鮮政府が所有・運航・配乗する船舶の登録抹消の要求。</p> <p><b>渡航規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国連業務の実施を目的とする場合を除き、外交官、政府代表者または政府の立場で活動する他の北朝鮮国民の追放を含め、核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊兵器関連プログラムに関する北朝鮮の政策に対して国連制裁委員会より責任ありとされた人物およびその家族ならびに彼らの指示や代理で活動する者を含む特定人物の EU への入域禁止。</li> <li>● 次の者/団体の指示や代理で働いていると確定された第三国の者の追放：核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊兵器関連プログラムに関する北朝鮮の政策に対して国連制裁委員会より責任ありとされた人物およびその家族、彼らの指示や代理で活動する人物ならびに彼らが所有/支配する団体。</li> <li>● 2018年2月26日から24か月以内にEUのすべての北朝鮮の従業員を本国送還。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2017年9月21日、トランプ大統領は北朝鮮に対して新たな制裁を課した。この制裁には、北朝鮮に寄港もしくは着陸した、または過去180日間に北朝鮮に寄港した船舶との船舶間積み替えに関わった船舶および航空機に関して、米国内への入国を180日間禁止することが含まれる。大統領はまた、さらなる金融制裁を導入し、これには、(i) 北朝鮮の特定人物が関与する著しい取引または北朝鮮との一般的な取引を実行するまたは促進する海外の金融機関に対する規制、(ii) 北朝鮮からのまたは北朝鮮に対する資金流入を阻止するための措置、および (iii) 北朝鮮の主要産業に関与する人物への制裁が含まれる。</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>その他規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● EU の金融機関による北朝鮮に所在する銀行、その子会社、支店、その他北朝鮮国外の金融機関との取引の監視強化。</li> <li>● 北朝鮮の核活動および関連活動に寄与する可能性のある分野における北朝鮮国民の特別教育やトレーニングを防止するべく取られる全 EU 加盟国による注意措置。</li> </ul> <p><b>最新動向</b></p> <p>2017 年 10 月 10 日付 EU Regulation 2017/1836、2017 年 10 月 16 日付 Council Decision 2017/1860 および 2018 年 2 月 28 日付 Regulation 2018/285 (EU 制裁体性を新しい国連安保理事会制裁にそろえるために Regulation 2017/1509 を修正) を反映して 2018 年 4 月 30 日にアップデート。新規修正には、海運業界に関連する以下の措置を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 北朝鮮から／への船舶、ボートおよびその他浮体構造物の輸入、購入および移転の禁止。</li> <li>● 北朝鮮または SDN 特定個人に対する船舶および航空機のリースおよび用船、ならびに乗組員業務の提供の禁止。ただし、EU 加盟国が制裁委員会から事前の通知</li> </ul>	

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>を得た場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定のリストされた船舶に対する船舶分類サービスの提供禁止。</li> <li>● 北朝鮮または北朝鮮国民が所有、運営する船舶の登録または登録維持において申請およびその支援の禁止。</li> <li>● 原油および精製石油製品の北朝鮮に対する販売、供給、移転および輸出に関する禁止。</li> <li>● 北朝鮮原産であるか否かを問わず、鉄および鉄鉱石ならびに鉛および鉛鉱石の北朝鮮からの直接または間接的な調達禁止。</li> <li>● 液体天然ガスの北朝鮮に対する販売禁止。</li> <li>● [漁具] の販売禁止。</li> <li>● 北朝鮮から EU への織物の輸入禁止。</li> <li>● 北朝鮮からの食料および農産物、機械類、電気機器、土壌および石、ならびに木材の輸入禁止。</li> <li>● 北朝鮮からの魚、甲殻類、軟体動物および他の無脊椎動物を含む海産食品の輸入、購入および移転の禁止。</li> <li>● すべての工業機械類、鉄鋼、アルミニウム、ニッケル、銅、亜鉛、スズおよびその他金属の北朝鮮に対する販売、供給、移転および輸出の禁止。</li> </ul>	



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
12.	ロシア ウクライナ	<p><b>貿易規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● クリミア/セバストーポリ原産物資の EU への輸入禁止。</li> <li>● クリミア/セバストーポリ原産物資の EU への輸入に関する融資、金融支援、保険/再保険の提供（直接/間接を問わず）の禁止。</li> <li>● クリミアおよびセバストーポリでの使用を目的とした輸送、通信、エネルギー分野に関連する主要設備および技術の販売、提供、輸出、輸送、ならびに当該活動に対する技術支援、金融支援、ブローカーサービス、融資の禁止。禁止対象設備および技術がかなり広範囲に拡大されており、冷蔵庫、林業機械、エアコン、電動機、計算機、レジ等が含まれている。</li> <li>● クリミアおよびセバストーポリにおける石油、ガス、鉱物資源の採掘のための主要設備および技術の販売、提供、輸出、輸送、および当該活動に対する技術支援、金融支援、ブローカーサービス、融資提供の禁止。</li> <li>● クリミアおよびセバストーポリでの輸送、通信、エネルギー分野に関連するインフラに関し、直接的に技術</li> </ul>	<p><b>金融規制（SDN リスト）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● SDN リストに掲載された個人/団体の取引に関する資産凍結。資産凍結対象者が利害を有する全資産についても、米国に所在するか、所在地を問わず米国人が所有/管理する場合には凍結。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ SDN リスト掲載者が 50%以上所有（直接/間接を問わない）する団体の資産も、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。</li> <li>○ 本制裁措置で禁止されている活動や取引であっても、外国資産管理局（財務省）による許可が出る可能性あり。</li> </ul> </li> <li>● クリミアで活動している特定の個人/企業の取引に関する資産凍結。</li> </ul> <p><b>例外</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2018 年 4 月 6 日に SDN リストに追加された個人および団体と 2018 年 4 月 6 日以前に締結したオペレーション、契約またはその他合意を維持し、段階的に縮小するために通常付随して必要な活動は、2018 年 6 月 5 日、</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>支援、ブローカーサービス、エンジニアサービス、建築サービスを提供することの禁止。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● EU からのまたは EU 国民によるロシアへの武器および関連物資の禁輸。</li> <li>● 制裁規則に掲載されている特定の団体へ軍事活動に利用可能な物資や技術を直接/間接を問わず販売、提供、輸送、輸出すること、および当該活動に対して技術支援、金融支援、ブローカーサービス、融資提供を行うことの禁止。</li> <li>● ある種の石油採掘物資および特定物資を販売、提供、輸出すること、および当該活動に対して技術支援、金融支援、ブローカーサービス、融資提供を行うことの禁止。</li> <li>● ロシアでのシェールオイルプロジェクト、北極海沿岸の油探査・産出、深海（150m 以深）での油探査・産出に必要な次のサービスを提供することの禁止：(i) 掘削、(ii) 油井探査、(iii) 油井ロギングおよびコンプリーションサービス、(iv) 専用船の提供。</li> <li>● 上記措置を回避することを目的とした/効果を持った活動への関与の禁止。</li> </ul>	<p>12:01a.m EDT まで許可される（General Licence 12C）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2018 年 4 月 6 日に SDN リストに追加された団体による債務、資産またはその他の持分を処分または移転するために、または、かかる団体の債務、資産またはその他の持分の移転を促進するために、通常付随して必要な活動は、2018 年 8 月 5 日まで許可される（EN+ Group PLC、GAZ Group、United Company Rusal PLC およびその 50%以上出資子会社と 2018 年 4 月 6 日以前に締結した取引のみに適用）（General Licence 13B）。</li> <li>○ 注意：上記の例外は非米国人のみに適用される。米国人は、SDN リスト団体の債務、資産またはその他の持分を処理または移転するための活動ならびにこれを促進する活動を引き続き禁止される。</li> <li>○ RUSAL およびその 50%以上出資子会社とのオペレーション、契約またはその他合意を維持し、段階的に縮小するために通常付随し必要な活動は、2018 年 10 月 23 日まで許可される（2018 年 4 月 6 日以前に締結した取引に適用）（General Licence 14）。</li> <li>○ RUSAL およびその 50%以上出資子会社とのオペレーション契約を維持し、段階的に縮小するためまたはこれに</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p><b>制裁除外</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ウクライナ当局が調査のために利用するクリミア/セバストーポリ原産物資。</li> <li>● 2014年12月20日までに締結された輸送、通信、エネルギー分野に関する主要設備および技術の取引に関する契約ならびにその付随契約を2015年3月21日までに実施する場合。ただし、実施の5営業日前までに関係当局に事前通知を行うことが条件。</li> <li>● 2014年12月20日までに締結された石油、ガス、鉱物資源の採掘に関する契約ならびにその付随契約を2015年3月21日までに実施する場合。ただし、実施の5営業日前までの関係当局への事前通知が条件。</li> <li>● 2014年8月1日までに締結された軍事活動に利用可能な物資、技術、および特定技術に関する契約を実施する場合、または特定の契約に関して2014年9月12日以前に締結されたものを実施する場合、ならびにそれらを実施するために必要な付随契約。</li> <li>● 軍事活動に利用可能な物資に関する禁止規定は、航空および宇宙産業向けの物資および技術で非軍事利用や</li> </ul>	<p>通常付随して必要とされ、RUSAL およびその 50%以上出資子会社に対して行うかまたはそれらから受領する支払は、2018年10月23日まで許可される（2018年4月6日以前に締結した取引に適用）（General Licence 14）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 米国人は2018年10月23日まで、GAZ Group およびその子会社との事業の段階的縮小または維持に関連して指定された取引を完了することを許可される（General Licence 15）。</li> <li>○ また米国人は、2018年10月23日まで、EN+ Group PLC、JSC EuroSibEnergO または EN+ Group PLC もしくは JSC EuroSibEnergO が直接または間接的に 50%以上の持分を所有する団体が関与する事業の段階的縮小または維持に関連する指定された取引を完了することができる（General Licence 16）。</li> </ul> <p><b>金融制裁（分野別の制裁）</b></p> <p><b>金融</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融分野に係る制裁対象者や制裁対象者が 50%以上</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>非軍事利用者向けである場合には適用されない。</p> <p><b>金融規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 制裁対象者の資産および経済資源の凍結。</li> <li>● クリミアおよびセバストーポリの企業の取得、所有権拡大、当該企業へのローン、現金、融資提供ならびに当該活動に関する投資サービス提供の禁止（ただし、2014年12月20日以降に締結された契約が制裁対象となる。2014年12月20日以前に締結された契約もしくはその付随契約については当局への5日前の通知を条件に制裁適用除外）。</li> <li>● クリミアおよびセバストーポリでの共同企業設立、クリミアおよびセバストーポリ所在の不動産の所有権拡大、および関連する投資サービスの提供禁止（ただし、2014年12月20日以降に締結された契約が制裁対象となる。2014年12月20日以前に締結された契約もしくはその付随契約については当局への5日前の通知を条件に制裁適用除外）。</li> <li>● 制裁対象団体、制裁対象団体が50%以上所有する法人、制裁対象団体を代理して活動する者により 2014年8</li> </ul>	<p>を所有する団体に対する融資の提供または<b>90日</b>満期より長期の<b>新規債権</b>や<b>新規株式</b>の取り扱いの禁止（2014年7月16日から9月12日の間に締結された取引に適用）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融分野に関係する制裁対象者や制裁対象者が<b>50%以上</b>を所有する団体に対する融資の提供または<b>30日</b>満期より長期の<b>新規債権</b>や<b>新規株式</b>の取り扱いの禁止（2014年9月12日から2017年11月27日までに締結された取引に適用）。</li> <li>● 特定個人に対し、金融部門、その財産、財産の持分および同特定個人が<b>50%以上</b>所有する団体に関連して、融資の提供またはその他<b>14日</b>以上満期の<b>新規債務</b>または<b>新規株式</b>を扱う取引の禁止（2017年11月28日以後に締結した取引に適用）。</li> <li>● クリミアへの新たな投資、融資、および米国人による実施が禁止されている取引を外国人が促進することの禁止（2014年12月19日以降に締結された契約に適用）。</li> <li>● クリミアから/へのあらゆる物資、サービス、技術の輸入、輸出、販売、提供の禁止（2014年12月19日以降に締結された契約に適用）。</li> </ul> <p><b>例外</b></p>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>月 1 日以降に発行された 90 日満期より長期（2014 年 9 月 12 日以降に発行されたものについては 30 日満期より長期）の債権、株式、その他金融商品の購入および販売、ならびに投資サービスおよび発行支援を行うことの禁止。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2014 年 9 月 12 日以降、制裁対象団体に 30 日満期より長期の新規ローンまたはクレジットの提供禁止。ただし、禁止されていない物資の輸入または輸出で EU とそれ以外の第三国間の非金融サービスの融資であることが書類上明確である場合、または EU に所在する子会社向けの緊急流動性融資の場合は除く。</li> <li>● 制裁対象者への（直接/間接を問わず）資金および経済資源の提供禁止。</li> <li>● 上記措置を回避することを目的とした/効果を持った活動への関与の禁止。</li> </ul> <p><b>渡航規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ウクライナの領土の一体性、主権、独立、安定性を弱体化させる/脅かす行為に責任を負うとみなされる者やウクライナにおける国際機関の活動を阻害する者、</li> </ul>	<p>上記禁止措置を逃れたり違反したりしようとする取引や禁止措置に違反しようとする策略の禁止。</p> <p><b>エネルギー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● エネルギー分野に関係する制裁対象者や制裁対象者が 50%以上を所有する団体に対する融資の提供または 90 日満期より長期の<b>新規債権</b>の取り扱いの禁止（2014 年 7 月 16 日から 2017 年 11 月 27 日までに締結した取引に適用）。</li> <li>● 特定個人に対し、エネルギー部門、その財産、財産の持分および同特定個人が 50%以上所有する団体に関連して、融資の提供またはその他 60 日以上満期の新規債務を扱う取引の禁止（2017 年 11 月 28 日以後に締結した取引に適用）。</li> <li>● ロシアまたはロシア海域での油生産につながる可能性があり、エネルギー分野に関係する制裁対象者やその資産、制裁対象者が 50%以上を所有する団体に関連のある深海、北極海沿岸、シェールプロジェクトの探査、産出を支援する物資、サービス（金融サービスを除く）、技術の提供、輸出、再輸出の禁止。</li> <li>● <b>世界のどこでも</b>石油を生産する可能性を有し、エネルギー</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>または東ウクライナの混乱およびクリミアの不法編入に責任を有するロシアの政策決定者を支援する者、およびそれに関係する者を含む制裁対象者の EU への入域、通航の禁止。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● クリミアおよびセバストポリにおける観光に関する直接的サービスの提供禁止。特に客船が緊急の場合を除きクリミア半島に位置する港に寄港することの禁止（ただし、2014年12月20日以降に締結された契約が制裁対象となる。2014年12月20日以前に締結された契約もしくはその付随契約については当局への5日前の通知を条件に制裁適用除外）。</li> </ul> <p><b>最新動向</b></p> <p>2014年9月、EUは、2018年3月15日までの6ヵ月間にわたり、ウクライナの領土の保全を弱体化させると考えられる個人/団体に対して制裁を拡大した。EUはまた、特定の個人/団体のリストにクリミアの港を追加し、特定のサービスに対するクリミアの港への支払いに関する修正を加えるために制裁を修正し、制裁の対象となる複数の個人に関する掲載情報を更新した。</p>	<p>一部門に関連する特定個人、その財産、財産の持分および特定個人が <b>33%以上所有する</b>かもしくは<b>特定個人が過半数の議決権を所有する</b>団体が関与する深海、北極海沖合いまたはシェールプロジェクトのための調査または生産を支援するための物品およびサービス（金融サービスを除く）ならびに技術の提供、輸出および再輸出の禁止（2018年1月29日以後に開始したプロジェクトに適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記禁止措置を逃れたり違反したりしようとする取引や禁止措置を違反しようとする策略の禁止。</li> </ul> <p><b>防衛</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防衛分野に関係する制裁対象者やその資産、制裁対象者が<b>50%以上を所有する</b>団体に対する融資の提供または<b>30日</b>満期より長期の<b>新規債権</b>の取り扱いの禁止。</li> <li>● 上記禁止措置を逃れたり違反したりしようとする取引や禁止措置を違反しようとする策略の禁止。</li> </ul> <p><b>二次的制裁</b></p> <p>2017年8月2日、トランプ大統領は「米国の敵対者への</p>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>対抗制裁法（Countering America's Adversaries Through Sanctions Act）」（<b>CAATSA</b>）に署名し、同法が成立した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>CAATSA</b> は、米国財務長官が <b>SDN</b> リストにロシア鉄道のロシア国営団体または金属および採掘部門を記載することを許可する。</li> <li>● <b>Section 228 CAATSA</b> は、故意に以下を行う外国者に対し米国政府がブロッキング制裁を実施することを許可する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ （特に）大統領命令 <b>13661</b> および <b>13662</b> に含まれるかまたはこれに従って発行されるライセンス、命令、規制または禁止に、実質的に違反するか、違反を試みるか、違反しようとするかまたは違反を引き起こすこと。</li> <li>○ （大統領命令 <b>13661</b> は、ロシア政府職員、ロシアの武器もしくは関連する材料部門の者または著しくこれらの者を支援したか、資金援助したか、金融、材料もしくは技術的支持または物品およびサービスを提供した者の財産および財産の持分を凍結するもの。</li> <li>○ 大統領命令 <b>13662</b> は、ウクライナ危機に寄与する者を著しく支援したか、資金援助したか、金融、材料もしくは技術的支持を提供したロシアの金融サービス、エネルギー、金属および鉱業、エンジニアリングおよび軍需</li> </ul> </li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>産業の個人または団体の財産および財産の持分を凍結するもの。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ロシアに関する米国制裁が適用される者、または個人としてのかかる者の子供、配偶者、親または兄弟のために、またはそれに代わって、不正取引または計画的取引を含む重大な取引を促進すること。</li> <li>● 「外国人」とは、外国国家の市民または国民（米国市民または国民でもある個人を含む）または米国のみに基づいて組織されていないかもしくは米国のみに存在していない団体（ただし、外国国家を含まない）を意味する。</li> <li>● OFAC ガイダンスによると、「著しく取引を促進する」とは、当該の者がなんらかの種類の特定の利益を引き出す取引に対し支援を提供することを意味する。支援には、「通貨、金融商品、証券もしくはその他の価値の提供または譲渡；購入、販売、輸送、交換、仲介、資金供給、承認、保証、その他いかなる種類のサービスの提供、人員の提供、またはいかなる種類のソフトウェア、技術もしくは物品の提供」が含まれる。</li> <li>● ガイダンスでは取引が「著しい」かどうか判断するために、以下をはじめとする基準を設定している。(a) 取引の規模、</li> </ul>



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>数および頻度、(b) 取引の性質、(c) 経営管理の認識レベルおよび取引が行動パターンの一部であるかどうか、(d) 取引と制裁対象者との関係、(e) 法的目標に対する取引の影響、(f) 取引が不正行為に関与するかどうか、(g) 個別に OFAC が関連するとみなすその他の要因。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● Section 231 CAATSA は、米国大統領が、ロシア政府の軍需もしくは情報部門の一部であるか、またはそのためにもしくはそれに代わって作用する者と故意に著しい取引を行うと判断する者に対し、CAATSA の Section 235 にリストされる制裁のうち 5 つ以上を実施することを許可する。Section 235 CAATSA にリストされる制裁には、以下を含む。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制裁対象者の主要幹部に対する制裁。</li> <li>○ 米国管轄権が適用され、制裁対象者が利益を有する外国為替取引の禁止。</li> <li>○ 制裁対象者が利益を有し、米国管轄権が適用される財産の取引を禁止すること。</li> <li>○ 米国人による、特に制裁対象者が利益を有する著しい金額の債務または資産への投資またはこれを購入することの禁止。</li> </ul> </li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
13.	南スーダン	<p><b>貿易規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 内部抑圧に用いられる可能性のある武器および関連物資の南スーダンへの禁輸。</li> <li>● 軍事活動に関係する技術支援もしくはブローカーサービスの提供禁止。</li> <li>● 軍事活動に関する融資もしくは金融支援の提供禁止。</li> <li>● 武器禁輸の効果を損ねる可能性のある技術支援および金融支援の提供禁止。</li> </ul> <p><b>金融規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定の個人の資産および経済資源の凍結。</li> <li>● 特定の個人への資金および経済資源の提供禁止。</li> </ul> <p><a href="#">(Link to UK government consolidated list of financial sanctions targets (includes EU targets))</a></p> <p><b>最新動向</b> 2014年7月11日アップデート</p>	<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スーダンに対する禁止措置で明確に規定されているものを除き、南スーダンに対する米国制裁はない。</li> </ul> <p><b>その他規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スーダン及び南スーダン内外で活動しているテロリスト、テログループ、外国テロ組織に対する禁止措置あり。</li> </ul>
14.	スーダン	貿易規制	取り消された制裁

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● スーダンへの武器および関連物資の禁輸。</li> <li>● 軍事活動に関係する技術支援もしくはブローカーサービスの提供禁止。</li> <li>● 軍事活動に関する融資もしくは金融支援の提供禁止。</li> <li>● 武器禁輸の効果を損ねる可能性のある活動に関与することの禁止。</li> </ul> <p><b>金融規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 和平プロセスの妨害、ダルフル地域における安定への脅威、国際人権規則違反やその他の残虐行為、国連による武器禁輸の違反、ダルフル地域における攻撃的軍事上空通過に責任を有する特定の個人の資産および経済資源の凍結。</li> </ul> <p><a href="#">(Link to UK government consolidated list of financial sanctions targets (includes EU targets))</a></p> <p><b>渡航規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 和平プロセスの妨害、ダルフル地域における安定への脅威、国際人権規則違反やその他の残虐行為、国連による武器禁輸の違反、ダルフル地域における攻撃</li> </ul>	<p>2017年10月12日からの効力をもって、スーダンに対する以下の制裁は、現在取り消されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国人がスーダンの石油もしくは石油化学産業に係るあらゆる取引や活動をする事の禁止。</li> <li>● 直接あるいは第三国経由でスーダンの非特定エリアを原産とするあらゆる物資やサービスを米国へ輸入することの禁止。</li> <li>● 米国または米国人からスーダンへの物資や技術、サービスの輸出・再輸出の禁止。</li> <li>● 米国に所在する、もしくは米国人の支配下にあるスーダン政府の資産凍結。世界中の所在地を問わずスーダン政府により所有または支配され、またはその代理で活動する個人および団体の資産を含む。</li> <li>● スーダンとの金融取引の禁止。スーダンの工業、商業、公益事業または政府プロジェクトの支援における米国人による契約（融資契約を含む）の履行を含む。</li> <li>● <b>General Licence</b> の使用に関連する記録要件。新規取引には適用しない。</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>的軍事上空通過に責任を有する者のEUへの入域禁止。</p> <p><b>最新動向</b>            2014年7月11日以降進展なし。</p>	<p><b>依然として有効な制裁：</b>            ダフル紛争に関して米国が実施する制裁は引き続き影響を受けず、SDN または軍事、拡散もしくはテロに関係する取引に対し制裁を実施する。米国物品の多くの輸出および再輸出に関して、ライセンスが依然として必要とされる。</p> <p><b>金融規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● SDN リストあるいは大統領令の付属書に掲載された特定の個人および団体の取引に関するすべての財産および財産の持分の凍結。資産凍結対象者が関係するあらゆる資産は、米国に所在するか、または所在地を問わず米国人が所有または管理している場合、凍結される。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ SDN リスト掲載者が直接または間接的に 50%以上所有する団体の資産および資産の所有権も、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。</li> <li>○ 本規制で禁止されている活動や取引であっても、外国資産管理局による許可が出る可能性あり。</li> </ul> </li> </ul>
15.	シリア	<p><b>貿易規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 内部抑圧に用いられる可能性のある製品の製造および</li> </ul>	<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として、米国人（米国企業、所在地を問わず米国民お</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>維持に用いられる可能性のある武器、関連物資、特定設備、物資、技術のシリアへの禁輸。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 武器、関連物資、特定設備、物資、技術の禁輸の効果を損ねる可能性のある技術支援および金融支援の提供禁止。</li> </ul> <p>注意：シリアの化学兵器廃棄についての国際合意に関係する特定設備、技術支援、金融支援、ブローカーサービス、保険について、限定的な提供を容認する一部制裁除外あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● シリア体制によるインターネット、携帯もしくは固定ネットワークにおける電話通信の監視あるいは傍受に用いられる設備やソフトウェアの禁輸、および当該設備やソフトウェアのインストール、アップデート、操作の支援提供の禁止。</li> <li>● シリアからの原油および石油製品の EU への購入、輸入、輸送の禁止。</li> <li>● シリアにおける石油および天然ガス産業の以下の主要分野、あるいはシリア国外のこれらの分野に従事するシリア所有団体のための主要設備および技術の禁輸。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精製</li> </ul> </li> </ul>	<p>よび永住外国人、米国領内に所在する全ての者を含む)は、一部の例外を除き、シリアの個人/団体とのほぼ全てのビジネスもしくは関係する取引を行うことを禁止される。一部特定の規制は以下のとおり。</p> <p><b>貿易規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● シリア向けもしくはシリア原産の防衛物資および防衛サービスの輸出のためのライセンスや認可の拒否による米国による武器の禁輸。</li> </ul> <p><b>例外：</b>国防貿易管理局より、ケースバイケースでライセンスや認可が発行される可能性あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 商務省規制品リストに分類される物資や技術の輸出には、産業安全保障局からのライセンスが必要となる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 輸出管理規則の対象となる物資のシリアへの輸出および再輸出は基本的に拒否される。ただし、産業安全保障局はケースバイケースで禁輸規制対象となる物資のカテゴリーを見直す可能性があり、可能性のある物資としては商務省規制品リストにある医薬品および医療機器、電気通信機器および関連コンピューター、ソフトウェア、技術、民間航空及び商業旅客機の</li> </ul> </li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 液化天然ガス</li> <li>○ 探査</li> <li>○ 製造</li> <li>● EU が決定するシリアの新紙幣、硬貨、金、貴金属、ダイヤモンド、贅沢品を、シリア政府、その公的機関、団体、エージェンシー、シリア中央銀行、これらに所有/支配されている個人や団体、これらの代理/指示で活動している個人や団体へ提供あるいは取引することの禁止。</li> <li>● シリアあるいはシリアで以下の分野に従事しているシリア所有企業との共同企業の設立、共同企業への参加、融資提供の禁止。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 探査、製造、精製に関わる石油産業分野</li> <li>○ 電力製造のための新たなパワープラント建設分野</li> </ul> </li> <li>● シリアの文化財および考古学上、歴史上、文化上、科学上、宗教上重要なその他の財物の輸入、輸出、輸送、ならびにそれに関するブローカーサービスの提供禁止。</li> <li>● シリアの個人/企業/団体への、あるいはシリアでの利用を目的としたジェット燃料および燃料添加剤の販売、</li> </ul>	<p>安全確保を目的とした部品が含まれる。</p> <p><b>金融規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国に所在する、もしくは米国人の所有または支配下にあるシリア政府（そのエージェンシー、支配団体を含む）の資産凍結。資産凍結対象者が関係するあらゆる資産は、米国に所在するか、または所在地を問わず米国人が所有または管理している場合、凍結される。SDN リスト掲載者が直接または間接的に 50%以上所有する団体の資産および資産の所有権も、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。また、大統領令で以下の行為が禁止されている。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所在地を問わず米国人によるシリアへの新規投資。</li> <li>○ 米国から、または所在地を問わず米国人によるシリアへの直接あるいは間接的なサービスの輸出、再輸出、販売、提供。</li> <li>○ シリア原産石油、石油製品の米国への輸入。</li> <li>○ 所在地を問わず米国人によるシリア原産石油や石油製品に関する取引もしくは取り扱い。</li> <li>○ 米国人もしくは米国内で行うことが禁止される取引に関して外国人による取引も禁止される場合、所在地</li> </ul> </li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>提供、輸送、輸出の禁止（限定的な制裁除外あり）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● シリアの個人/企業/団体への、あるいはシリアでの利用を目的としたジェット燃料および添加剤の販売、提供、輸送、輸出に関連するブローカーサービス、融資、金融支援（金融派生商品、保険、再保険を含む）の提供禁止。</li> </ul> <p><b>金融規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● シリアにおける一般市民に対する暴力的弾圧に責任を有する者、同体制を支持し利益を得ている者、それらの者の関係者の資産および経済資源の凍結。</li> </ul> <p><a href="#">(Link to UK government consolidated list of financial sanctions targets (includes EU targets))</a></p> <p><u>注意：限定的な人道支援目的のための一定の資産凍結解除を容認する制裁除外あり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● シリアとの取引のための公的および民間金融支援の提供禁止。金融支援には、当該取引に関与する EU 国民や企業への輸出信用、保証、保険の提供が含まれる。また、シリアとの取引のための既存の公的および民間金融支援について新規の長期契約の禁止。</li> </ul>	<p>を問わず米国人が外国人の当該取引を認可、融資、促進、保証すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本規制で禁止されている活動や取引であっても、外国資産管理局による許可が出る可能性あり。</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● シリア政府への贈与、金融支援、無利子融資の新規実施の禁止。</li> <li>● 欧州投資銀行（EIB）に対する同行とシリアとの既存の融資契約に関する支払いの禁止。</li> <li>● 2011年12月1日以降に発行された公債の発効および取引の禁止。</li> <li>● EU加盟国領域内にシリアの銀行の新たな支店、子会社、代表事務所を開設すること、およびシリア中央銀行を含むシリアの銀行による新たな提携関係の構築、持分権の取得、新たな共同会社の設立の禁止。</li> <li>● シリア政府、その公的機関、団体、エージェンシー、その代理で活動する者への保険および再保険の提供禁止。</li> </ul> <p>例外：本規制は、制裁措置の下で制裁対象に指定されていないシリアの個人/団体によりチャーターされている船舶、航空機、車両の所有者への保険および再保険には適用されない。</p> <p>貿易関係規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● シリアに対する EU 制裁の下で提供、販売、輸送、輸出が禁止されている物資が含まれると合理的に判断される場</li> </ul>	



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p>合、シリアから/へ輸送されるあらゆる貨物について事前の情報提供の要求ならびに検査、差し押さえ、処分。</p> <p><b>渡航規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シリアにおける一般市民に対する暴力的弾圧に責任を有する者、同体制を支持し利益を得ている者、それらの者の関係者について、EU への入域禁止。</li> </ul> <p><b>最新動向</b></p> <p>ジェット燃料に関する追加制裁措置を規定する 2014 年 12 月 12 日付 EU 理事会規則 1323/2014 発行。</p>	
16.	チュニジア	<p><b>金融規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>チュニジア国金の不正流用に責任を有する者およびその関係する自然人、法人、企業に所属、所有、管理、支配されている個人、企業、組織の資産および経済資源の凍結。</li> <li>上記規制は 2015 年 1 月 31 日まで有効。</li> </ul> <p><a href="#">(Link to UK government consolidated list of financial sanctions targets (includes EU targets))</a></p>	<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の規制以外にチュニジアに対する米国規制措置なし。</li> </ul> <p><b>その他の規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>チュニジア国内外で活動するテロリスト、テロ団体、外国テロ組織に対する規制措置あり。</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		<p><u>最新動向</u>            2013年7月31日以降進展なし。</p>	
17.	ベネズエラ	<p>EU は、武器禁輸および内部抑圧のために使用される可能性のある機器および通信監視を目的とする機器の供給禁止と併せて、ベネズエラ治安部隊にかかわる 7 名のベネズエラ人の渡航禁止および資産凍結を実施した。</p>	<p><u>概要</u>            米国は、SDN リストのベネズエラ人および団体の資産凍結および渡航禁止を実施する。</p> <p>資産凍結対象者が関係するあらゆる資産は、米国に所在するか、または所在地を問わず米国人が所有または管理している場合、凍結される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ SDN リスト掲載者が直接または間接的に 50%以上所有する団体の資産および資産の所有権も、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。</li> <li>○ 本規制で禁止されている活動や取引であっても、外国資産管理局（財務省）による許可が出る可能性あり。</li> </ul> <p><u>金融規制</u>            一般に、米国人は、ベネズエラ政府、ベネズエラ国営石油会社 Petroleos de Venuela, S.A (PdVSA)、ベネズエラ中央銀行また</p>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>は他のベネズエラ政府団体が関係するすべての金融取引を禁止される。</p> <p>2017年8月25日より、米国人は、以下に対する資金提供およびあらゆる関連の取引を禁止される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>Petroleos de Venezuela, S.A (PdVSA)</b>に対する90日以上満期の新規債務。</li> <li>● ベネズエラ政府に対する30日以上満期の新規債務または新規株式。</li> <li>● 2017年8月25日、12:01 a.m. EDT以前にベネズエラ政府が発行した債券。</li> <li>● ベネズエラ政府が所有または支配する団体によるベネズエラ政府に対する配当支払いまたはその他利益の分配。</li> <li>● その他のベネズエラ政府証券。</li> </ul> <p>また、米国人は、以下に対する資金提供およびその他の取引に関連するすべての金融取引を禁止される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2018年1月9日以後(2018年3月19日、12:15 p.m. EDTから適用)、ベネズエラ政府によるか、そのために、またはそれに代わって発行されるあらゆるデジタル通貨、デジタ</li> </ul>

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			<p>ル・コインまたはデジタル・トークン。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記禁止について回避するか、回避する目的を有するか、違反の原因となる取引または違反を生じる試みおよび違反を構成する謀議の禁止。</li> </ul>
18.	イエメン	<p><b>概要</b>          イエメンに対し効力を有する EU 規制措置はないが、下記を参照のこと。</p> <p><b>その他の規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● テロリストおよびテログループならびにイエメンの国内外で活動する外国テロ組織に対する効力のある規制措置。</li> </ul> <p><a href="#">(Link to UK government consolidated list of financial sanctions targets (includes EU targets))</a></p> <p><b>最新動向</b>          アルカイダのネットワークに関連する特定の個人および団体に対して指示される資産凍結リストは 2014 年 1 月 14 日にアップデート。</p>	<p><b>金融規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● SDN リストに記載される特定の個人および団体の取引に関する財産および財産の持分を凍結。制裁対象者が利益を有するすべての財産は、米国にあるか、またはどこに所在するかを問わず米国人の所有または支配下にある場合に凍結される。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ その 50%以上を直接または間接的に SDN 特定個人が所有する団体の財産および財産の持分も、団体自体がリストされているかどうかにかかわらず凍結される。</li> <li>○ 外国資産管理局は、規制措置によって別途禁止される活動および取引の特定の種類または分類を許可することができる。</li> </ul> </li> </ul>